

宮前区馬絹地区(1期)住居表示説明会摘録

1 日時

平成28年10月1日(土)

午前の部 10:00～

午後の部 13:30～

2 場所

川崎市立宮崎小学校 体育館

3 出席者

馬絹地区住居表示検討委員長

川崎市戸籍住民サービス課職員

横浜地方法務局麻生出張所登記官

参加者 午前の部 226人

午後の部 104人

4 説明会次第

(1) 挨拶

鈴木川崎市戸籍住民サービス課長

田辺馬絹地区住居表示検討委員長

(2) 住居表示実施に伴う手続き等について

配布資料に基づき、説明を行った。

説明者 午前：平田 午後：荒木

5 質疑応答

【午前の部】

問 1 マンション等の不動産登記物件の所有者の住所変更手続を行わなかった場合はどうなるのか。

回答 1 例えば、金融機関にお金を借りるための抵当権設定、売買・贈与等の登記をする際には、必ず登記簿の住所を住居表示実施後の住所に変更する必要があります。(登記の手続の際は印鑑証明と登記簿上の住所が新住所である必要があるため)
そのため、そのような登記がなければ、住所変更をしていなくても生活上困ることはありません。

- 問 2 回答1より、例えば、住宅ローンの借り換えによる登記をする際までに、住所変更の 절차를すれば問題ないという認識でよいか。
- 回答2 あらかじめ、御自身で住所変更の 手続をしていれば、そのような登記の 手続を司法書士にお願いする際に、恐らく住居表示実施による住所変更の 手続分の費用が発生しないため、できるときに住所変更手続をしたほうがよいと思います。
また、10月17日以降、すぐに手続される際は、恐らく窓口が混雑することが想定されるため、時期をずらすなどの御協力をお願いいたします。
- 問 3 住居表示を実施するメリットは何か。
- 回答3 馬絹地区は、現在、土地の地番を住所として使用しているが、住所が何千番台まで存在する、番号が大きく飛んでいる、同じ番号の住所を使用している等、住所が複雑になっているような地区であるため、建物ごとに順序よく番号を付ける住居表示制度により、住所が特定しやすくなるというのがメリットです。
- 問 4 自動車の自賠責保険については、手続が必要か。
- 回答4 契約期間が短いもの（郵便物が届く間）については、手続を行わなくても支障はないと思います。
- 問 5 しおり13ページに記載している登記申請書について、認印のところは実印でよいか。
- 回答5 実印ではなく、シャチハタ以外の通常の認印で結構です。
- 問 6 しおり13ページに記載している登記申請書について、床面積欄のところを1階とその上階の床面積との総床面積で記載してもよいか。
- 回答6 登記記録上の表記と一致させる必要があるため、各階の床面積を分けて記載してください。
- 問 7 自動車の自賠責保険や任意保険については、車検の手続をすれば、それらの保険についても自動で切替わるとの認識でよいか。
- 回答7 保険を契約した代理店等で手続していただく必要があります。
- 問 8 住居表示実施により、新たな通知カードに切替わるのか。
- 回答8 通知カードについては、切替えではなく、お持ちのカードの裏側に新住所を記載するため、宮前区役所区民課に寄った際に、通知カードと本人確認書類をお持ちの上、手続していただければと思います。
- 問 9 郵送による「住居の表示の変更証明書」の請求について、必要部数を指定して請求することは可能か。
- 回答9 必要部数を紙に記載していただければ、可能です。
- 問10 マイナンバーカードの住所変更の手続について、窓口に行けばすぐに対応してもらえるのか。
- 回答10 午後は窓口が混雑している傾向なので、午前中の早い時間帯（窓口は8時半から）に行っていただければと思います。

- 問 1 1 自動車検査証の住所変更の手続について、手続先は関東運輸局神奈川運輸支局川崎自動車検査登録事務所のみか。
- 回答11 関東運輸局神奈川運輸支局川崎自動車検査登録事務所のみです。
- 問 1 2 共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせする必要があるのか。
- 回答12 共同住宅の居住者については、川崎市役所より個別で通知書等の資料一式を配布しているため、オーナーからお知らせする必要はありません。
- 問 1 3 車庫証明の住所変更の手続は必要か。また、家とは別に賃貸駐車場を借りているが、その住所はどうなるのか。
- 回答13 車庫証明については、手続する必要はありません。また、建物のない青空駐車場等については、住居表示ではなく、地番を所在地とするため、新しい町名と従来の地番で表示します。
- 問 1 4 代理人で手続できるものは何か。
- 回答14 主なものとして、運転免許証、自動車検査証、不動産・法人登記については代理人での手続は可能です。また運転免許証については、委任状が必要ありません。なお、その他の委任状の必要の有無については各手続先によりそれぞれ異なりますので、御確認ください。
- 問 1 5 不動産の登記申請書はどこにあるのか。
- 回答15 市民文化局戸籍住民サービス課、宮前区役所区民課、横浜地方法務局川崎支局及び横浜地方法務局麻生出張所の窓口にあります。
- 問 1 6 年金手帳については、手続が必要か。
- 回答16 手続する必要はありません。
- 問 1 7 通知カードを再交付する予定はないのか。
- 回答17 再交付する予定はありません。また、通知カードはすぐに手続する必要はありませんので、宮前区役所区民課に寄った際に、通知カードと本人確認書類をお持ちの上、手続していただければと思う。
- 問 1 8 民間の宅配業者に対しては、住居表示の通知等はしているのか。
- 回答18 川崎市役所より、ヤマト運輸や佐川急便等の宅配業者に対して、皆様に配布している住居表示新旧対照案内図を送付する予定である。
- 問 1 9 住居表示を実施するメリットを再度確認したい。
- 回答19 住居表示を実施すると、住所が分かりやすくなることにより、郵便物の誤配や、緊急車両の到達の遅れ等の支障を解消することができ、地元住民以外の方でも住所の特定がしやすくなるといったメリットがあります。また、実際に他の地区で住居表示実施後にアンケートを行いました。概ね住居表示実施については満足しているとの結果は出ています。

- 問 2 0 企業年金については、手続が必要か。
- 回答 20 すぐに手続していなくても問題ないと思うが、手続先によって、それぞれ異なるので加入している企業年金の管轄の事務所等に確認していただきたい。
- 問 2 1 住居番号（○号）について、どのような規則で付けているのか。
- 回答 21 住居番号については、基本的に、街区の周囲を時計回りで一定の間隔で順番に番号を付け、その建物の出入口があたる番号が住居番号となります。
- 問 2 2 不動産登記物件の表題部と所有者の住所の変更登記は、すぐに手続する必要はないということでしょうか。また、変更登記する際の費用がどうなるのか。
- 回答 22 表題部の所在地については、10月17日以降、法務局で職権修正するため、手続する必要はなく、所有者の住所については抵当権設定、売買・贈与等の登記をする際までに手続してください。また、住居表示実施による住所変更の変更登記については、非課税（無料）ですが、司法書士等に依頼する場合は、その方に支払う手数料等がかかりますので御注意ください。
- 問 2 3 保険会社やクレジットカードについては、すぐに手続が必要か。
- 回答 23 3・4年程度は旧住所でも郵便物が届くため、それまでの間に手続していただければ問題ないと思います。
- 問 2 4 横浜地方法務局麻生出張所の所在は、小田急線新百合ヶ丘駅の近くか。
- 回答 24 そうです。
- 問 2 5 住居表示実施後の住所と本籍を一致させることはできるのか。
- 回答 25 住所と全く同様の表記にすることはできませんが、10月17日以降、宮前区役所区民課で転籍届を提出すれば、「馬絹1丁目○番」といった街区符号までの表記とした本籍に変更することは可能です。
- 問 2 6 ふるさと納税のワンストップ特例制度については、手続が必要か。
- 回答 26 10月17日以降、ふるさと納税を申請する際には、新しい住所で申請してください。また、既に申請しているふるさと納税については、手続しなくても問題ありません。
- 問 2 7 住居表示に関する問合せはどうすればよいか。
- 回答 27 電話又はメールにて戸籍住民サービス課までお問合せください。

<問合せ先>

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課住居表示係

電話番号：044-200-2736

メールアドレス：25koseki@city.kawasaki.jp

【午後の部】

- 問 1 自動車検査証の手続について、平日以外での手続や運輸局の窓口以外での手続といった対応していないのか。
- 回答 1 土日で臨時的窓口を設ける等の対応について、運輸局に確認しましたが、そのような対応は行っていないと伺っています。また、手続先については、管轄の運輸で手続する必要があります。なお、手続については、通常の場合は次回の車検・売却の際に、住所変更の手続をしていただければ結構です。
- 問 2 車検のない軽二輪（125ccを超え、250cc以下）の軽自動車届出済証については、手続が必要か。
- 回答 2 通常の場合は、売却する際に住所変更の手続をしていただければ結構です。
- 問 3 住所変更の手続で直接窓口に行くなど、大変である。また、住所変更の手続にかかる費用はどうするのか。
- 回答 3 郵送により手続できるものもあるので、御活用いただきたい。また、住所変更の手続については、全てがすぐに手続する必要があるものではなく、旧住所でも郵便物が届く住居表示実施後の3・4年程度の間までに手続していただければ問題ないと思う。費用については、皆様に配布している通知書を使用していただければ、基本的には費用がかかりません（自動車検査証等の申請書を除く）。
- 問 4 回答3より、住居表示による住所変更の手続については費用がかからないようだが、自動車検査証の申請書には、費用がかかるのでは。
- 回答 4 自動車検査証については、申請書代20円、軽自動車届出済証については、申請書代40円がそれぞれ費用としてかかります。
- 問 5 運転免許証の手続について警察署に確認した際に、通知書は使用できないため、住民票を持ってきてくださいと言われたが、どういうことか。
- 回答 5 運転免許証の手続については、皆様に配布している通知書で手続できます。また、通知書については、再度警察署に確認し、警察署内での周知徹底を図るよう要請します。
- 問 6 自動車検査証の手続の期限について、しおりでは実施後15日以内と記載しているにもかかわらず、説明だと次回の車検の際に、住所変更の手続をすれば問題ないとのことだが、その部分について明文化していないのか。
- 回答 6 明文化していませんが、次回の車検の際に、住所変更の手続をしていただいても問題ないということで運輸局に確認は取っています。
- 問 7 配布された通知書が本人分しか入っていないが、どうすればよいか。
- 回答 7 通知書については、茶色い封筒に世帯でまとめて入れているため、再度、確認いただきたい。

- 問 8 共有している不動産については、所有者のそれぞれが変更登記の手続をする必要があるのか。
- 回答8 所有者がそれぞれ変更登記の手続が必要になります。
- 問 9 登記申請書に押印する印鑑は何か。
- 回答9 シャチハタ以外の通常の認印になります。
- 問10 「住居表示のお知らせ」用はがきについて、年賀状として使用してもよいか。
- 回答10 はがきについては、住所が変わったことを親せきや知人にお知らせするためのものとして使用していただく必要があり、年賀状として使用するのは本来の目的とは別であるため、御遠慮いただきたいが、簡単なコメントぐらいであれば問題ないと思います。
- 問11 自動車検査証の手続について、説明では次回の車検の際に、住所変更の手続をすれば問題ないとのことだが、陸運局にはどのような手段で確認しているのか。
- 回答11 電話での確認である。
(後日、再度陸運局に確認したところ、自動車検査証の手続については、次回の車検・売却の際でも問題がなく、住居表示実施前の住所が記載されている車検証でも有効です。)
- 問12 本籍の表示について、住居表示実施後の住所と同様な表記で変更すべきでは。
- 回答12 本籍については住所と全く同様の表記にすることはできませんが、10月17日以降、宮前区役所区民課で転籍届を提出すれば、「馬絹1丁目〇番」といった街区符号までの表記とした本籍に変更することは可能です。
- 問13 しおり8ページの運転免許証の手続について、必要書類として、本籍の表示変更通知書は本籍が住居表示実施区域内にある方で、実施前の本籍と住所が異なる方のみ必要とあるが、どのような意味か。
- 回答13 運転免許証の住所変更の手続については、必要書類として運転免許証に加え、住所と本籍が同じ方については通知書のみで手続できますが、本籍が実施区域内にある方で、実施前の本籍と住所が異なる方は本籍の表示変更通知書も必要になるという意味です。
- 問14 しおり9ページの土地・建物の不動産登記物件の手続について、必要書類の印鑑は申請人ごとの認印、スタンプ形式が不可とあるが、どのような意味か。
- 回答14 申請人ごとの認印が必要で、その印鑑についてはスタンプ形式では不可という意味です。
- 問15 運転免許証の手続について、平日に警察署に行けない場合は、どうすればよいのか。
- 回答15 代理人による手続もできますので、そのように対応していただきたい。
- 問16 運転免許試験場であれば、土曜日・日曜日に手続することは可能か。
- 回答16 運転免許試験場での手続についても、宮前警察署と同様に平日のみの手続となります。

- 問 17 個人事業主が税関係で手続する必要はあるのか。また、期限はあるのか。
- 回答17 税務署で手続する必要があります。期限については、「所得税（消費税）の納税地の異動に関する届出書」は実施後速やかに、「個人事業の開廃業等届出書」及び「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」は実施後1か月以内となっています。
- 問 18 自動車検査証の手続について、ディーラーに依頼して手続することはできるのか。
- 回答18 ディーラーに依頼して住所変更の手続をすることはできます。
- 問 19 通知カードの手続について、同じ世帯の通知カードを代表者がまとめて手続することはできるのか。
- 回答19 同世帯であればまとめて手続することができます。その際は、それぞれの通知カードと申請人の身分証明証が必要になります。身分証明証については、運転免許証のような顔写真付きのものであれば1枚、顔写真のないものであれば、保険証や通帳など2枚提示する必要があります。
- 問 20 回答19より、提示する身分証明証が旧住所のままの場合は、どうなるのか。
- 回答20 宮前区役所の窓口で、身分証明証については後日手続をするとの旨を伝えていただければ差し支えありません。

【説明会後の問合せ】

- 問 1 市販の地図やグーグルマップ等について、いつ住居表示実施後の住所に変わるのか。
- 回答1 住宅地図を販売している柵ゼンリンに確認したところ、平成28年12月発売予定の宮前区版住宅地図では、住居表示実施後の住所へ反映されるとのことです。また、グーグルマップについては、地図データの情報元である柵ゼンリンに確認したところ、回答いたしかねますとのことでしたが、定期的に地図の更新を行っていますので、それまでの間については、大変御迷惑おかけしますが、御了承のほどよろしくお願いたします。
- 問 2 馬絹地区外の訪問者が新住所又は旧住所のみの情報を頼りに目的地へ向かう際は、どうすればよいのか。
- 回答2 新住所の情報のみ場合は、本市ホームページに掲載している新旧対照案内図と併せて現在地の街区が分かる街区表示板（各街区の電柱等に設置）及び街区案内図板（町内会掲示板に設置）で御確認いただくか、住居表示後の住所は一定の規則（街区内の建物は基本的に右回りで番号を付けている）に沿って住所を付けていますので、現地の表示板から訪ね先を探すよう御案内しています。また、旧住所の情報のみ場合は、本市ホームページに掲載している新旧対照案内図又は、当課への電話で新住所から旧住所を御確認いただくよう御案内しています。

(川崎市市民文化局戸籍住民サービス課住居表示係)

電話 (044) 200-2736

メールアドレス 25koseki@city.kawasaki.jp